

議案第106号 令和5年度糸島市一般会計補正予算（第6号）に対する附帯決議

令和5年度糸島市一般会計補正予算（第6号）において、複数の款にわたり、過大に徴収した行政財産使用料を返還する予算が計上されている。これは、市が糸島市行政財産の使用に関する条例の解釈を長年にわたり誤っていたためである。

議会としては、この件により、市が市民等に多大なる迷惑をかけたことに対して、遺憾の意を表明する。

行政財産使用料の返還については、本来であれば全額を遡及して還付すべきであるが、法律の規定により5年間分しか返還できないことを確認した。しかしながら、本補正予算案 3款1項8目 健康福祉センター等管理費については、返還できない金額及び還付加算金まで含めると1,300万円を超える。

このような多大な不利益を市民等に対して及ぼした市の責任は大変重く、決して許されるものではない。

また、本年8月に当該事象が発覚したにもかかわらず、議会への報告がなされたのは12月定例会の直前である。市民の代表である議会に対して、決して誠実な対応であるとは言えず、緊張感をもって行政事務を行っているとはとても言い難い状況である。

そのため、本議会は市に対し猛省を促し、今後適切な事務が行われることを求め、以下の事項を強く要望する。

記

- 1 不利益を被った市民等に対し改めて謝罪し、なんらかの救済策等の可能性を検討し、その結果を議会に報告すること。
- 2 職員の法務能力の向上や事務処理マニュアルの見直しを図るなど再発防止策を徹底すること。
- 3 問題等が発生した場合は、議会に対して速やかに説明するよう努めること。

以上、決議する。

令和5年12月18日

糸島市議会